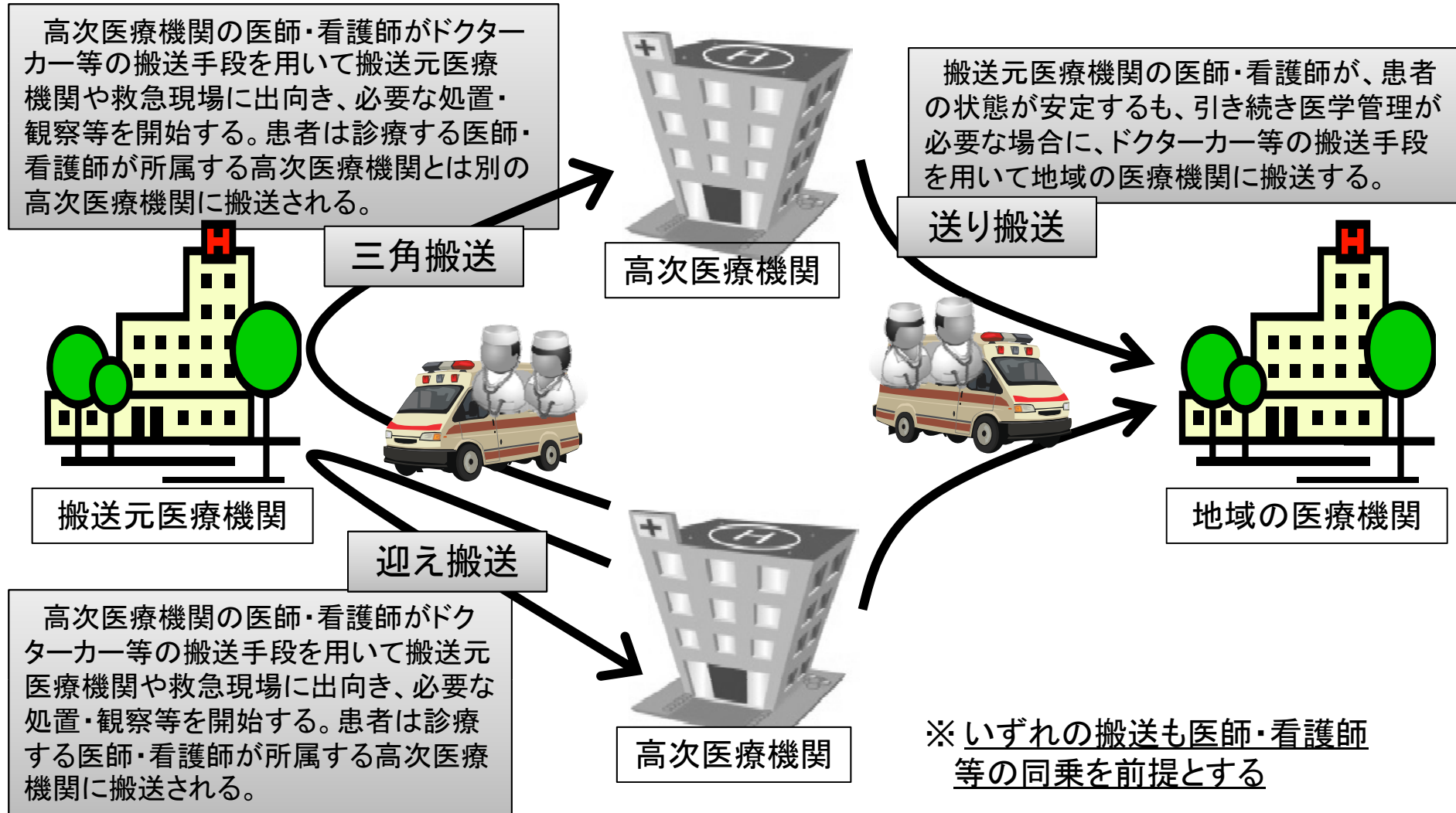


患者搬送に関する現状について

厚生労働省医政局指導課

2013.5.29

搬送の分類と定義



(診療における時間軸)

急性期

急性期以降(亜急性期・慢性期)

送り搬送の現状（小児・周産期）

1. 小児救命救急センターにおける病院間搬送

小児救命救急センター4施設に対して行った調査によると、各施設のPICUにおける送り搬送件数は年間8-45名、収容する救急患者のうち7.7-10.7%であった。

（指導課聞き取り調査）

（治療によって状態が改善し、一般病棟に転棟してから他の医療機関に転院転送した患者は除外した。）

2. 周産期母子医療センターにおける病院間搬送

総合周産期母子医療センター92施設に対して行った調査によると、母体および新生児における送り搬送件数（年間）はそれぞれ184件（1施設あたり4.6件）、876件（1施設あたり16.8件）であった。

（平成24年周産期医療体制調）

患者搬送に対する支援について

<現状>

患者搬送の手段は①民間搬送車の利用、②医療機関の搬送車、③消防機関の救急車による搬送の3形態に分けられる。

○患者搬送に対する支援とし搬送手段への補助を行っている。

- ・ 救命救急センター運営事業:ドクターカーの運転手を確保するため給与費を補助
- ・ 救命救急センター設備整備事業:ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費を補助
- ・ 周産期医療施設設備整備事業:同上

(参考)

○ 診療報酬では搬送に対する評価はないものの、緊急入院患者の転院に対する地域連携を評価するものとして以下のものがある。

- ・ 救急搬送患者地域連携紹介加算(1,000点)
- ・ 救急搬送患者地域連携受入加算(2,000点)

○ 救急搬送診療料(1,300点)

ドクターカー等で医療機関への搬送した際、医師が同乗して診療を行った場合の評価

※ただし、入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合、入院基本料を算定した日には救急搬送料は算定できないこととなっており、転院については評価していない

○ 移送費

療養の給付を受けるために移送され、保険者が緊急その他やむを得ない等と認めた場合に支給される(保険者が保険財政の適正な運営の観点などから、最も経済的な通常の経路及び方法によって額を算定)。